

さぬき市監査委員公告第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した平成29年度定期監査の結果について、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり公告します。

平成30年3月19日

さぬき市監査委員 中 村 俊 則
さぬき市監査委員 間 嶋 三 郎

平成29年度定期監査の結果に関する報告

1 監査の実施日及び実施期間

部 課 名 等		実 施 日	実 施 期 間
教育委員会 事務局	学校再編対策室 末ふれあいひろば	平成29年11月22日	平成29年11月6日から 平成30年3月19日まで
	生涯学習課 門入工房		
	生涯学習課 歴史民俗資料館		
	生涯学習課 津田郷土館		
健康福祉部	福祉総務課 北原ふれあい会館		
建設経済部	農林水産課 教育のもり	平成29年11月24日	
	農林水産課 みろくふれあい農園		
上下水道部	水道課		
市民病院 経営管理局	総務企画課 患者サービス課 施設管理課	平成29年11月27日	
健康福祉部	福祉総務課 幼保連携推進室 国保・健康課 長寿障害福祉課 子育て支援課 介護保険課	平成30年1月23日	
	総務部		長尾支所
会計課			
議会事務局議事課		平成30年1月25日	
監査委員事務局			

部 課 名 等		実 施 日	実 施 期 間
総務部	寒川支所 地域情報課 大川支所	平成 30 年 1 月 26 日	平成 30 年 1 月 9 日から 平成 30 年 3 月 19 日まで
上下水道部	下水道課		
津田診療所			
建設経済部	商工観光課	平成 30 年 1 月 29 日	
総務部	秘書広報課 男女共同参画・ 国際交流推進室 管財課		
建設経済部	建設課 農林水産課 農業委員会事務局 都市計画課 土地改良課		
教育委員会 事務局	教育総務課 学校再編対策室 学校教育課 生涯学習課	平成 30 年 1 月 31 日	
総務部	津田支所		
市民部	生活環境課 税務課 債権管理室 市民課 人権推進課	平成 30 年 2 月 1 日	
総務部	総務課 選挙管理委員会事務局 危機管理室 政策課 予算調整室	平成 30 年 2 月 2 日	

2 監査の方法

平成29年度定期監査は次のとおり、各部局から提出された定期監査資料に基づき、委員側から、各部局長、各課長に対する質疑応答方式により実施した。

内部統制（相互チェック）の充実は、適正な事務・事業の執行を担保する仕組みであるため、実施における主な着眼点を内部統制（相互チェック）の整備状況に置いた。そして、各事務・事業については、合理性、合規制、妥当性の観点に立つとともに、ガバナンス（統治）の強化、経済性、効率性、有効性の観点からも試査により実施した。

3 監査の結果

事務の執行については、概ね適正に処理されていた。また、過去における監査意見に対しての取組もややスピード感に欠けるものの、改善に向け前向きに取り組んでいると見受けられる。

監査期間中に判明した軽微な指摘事項、改善事項等については、全監版都市監査基準第6条（指導的機能の発揮）により、適宜、口頭にて助言を行った。

特に、留意すべき事項について、下記のとおり監査意見を付す。

4 監査意見

1 準公金の取扱いについて【所管課：準公金を保管する課】

平成27年度定期監査時に「現金、預金通帳、印鑑の保管」について、実態の把握、組織的な統制を整備するよう指摘した。これを受けて、平成28年1月1日に「さぬき市準公金取扱規程」（以下「取扱規程」という。）が施行され、平成28年度定期監査では「前回までの監査で付した意見に対し改善された事項」として、準公金の責任の所在が明確になったことを評価した。

今年度の定期監査では、この取扱規程に基づき、準公金を管理している各課の取扱状況を監査した。結果は【表1】のとおりである。

（準公金の会計事務の方法等）第5条第3号「準公金の収入又は支出に際しては、あらかじめ収入伺、支出伺等の書類を作成し、所属長の確認を経て、当該準公金に係る決裁権者の決裁を受けること。」については、ほとんどの課が遵守できていた。

しかしながら、（所属長の責務）第4条第4号「準公金に係る収入、支出及び精算の行為が適正に処理されているか否かを確認するとともに、1会計年度につき2回以上定期的に出納に関する証拠書類を点検し、その結果を所管の部長（ただし、部長職を置かない所属にあっては、総務部長）に報告すること。」が遵守できていたのは生涯学習課のみであった。

この結果は、取扱規程ができたにも関わらず、組織統制がなされずに各課各職員任せになっているに他ならない状況であり、取扱規程を遵守すべきことを

指摘する。

そもそも、地方自治法第二百三十五条の四第2項では「債権の担保として徴するもののほか、地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。」と定められており、合規性に欠けている。

また、特定の団体の現金を保管することは公平性に欠けており、事務の効率化にも影響していると言わざるを得ない。

人権推進課、農林水産課、都市計画課、生涯学習課など一部の課では、通帳を団体に返却する、又は解約するなど整理が進んでいるが、なお一層、市全体で取り組むことを指摘して監査意見とする。

【表1】 さぬき市準公金取扱規程の状況

準公金を保管する課	(所属長の責務) 第4条第4号	○	×
		生涯学習課	危機管理室 秘書広報課 政策課 生活環境課 人権推進課 福祉総務課 建設課 都市計画課 農林水産課 土地改良課 議事課 教育総務課 選挙管理委員会事務局
準公金を保管しない課	(準公金の会計事務の方法等) 第5条第3号	○	×
		危機管理室 秘書広報課 政策課 生活環境課 福祉総務課 建設課 農林水産課 土地改良課 議事課 教育総務課	人権推進課 都市計画課 生涯学習課 選挙管理委員会事務局
準公金を保管しない課	総務課 男女共同参画・国際交流推進室 管財課 予算調整室 地域情報課 津田支所 大川支所 寒川支所 長尾支所 市民課 税務課 債権管理室 長寿障害福祉課 子育て支援課 幼保連携推進室 国保・健康課 介護保険課 商工観光課 水道課 下水道課 総務企画課 患者サービス課 施設管理課 津田診療所 会計課 学校教育課 学校再編対策室 監査委員事務局 農業委員会事務局		

2 補助金の交付について

【所管課：危機管理室 男女共同参画・国際交流推進室 政策課 生活環境課 税務課 人権推進課 福祉総務課 長寿障害福祉課 子育て支援課 幼保連携推進室 国保・健康課 建設課 都市計画課 農林水産課 土地改良課 商工観光課 水道課 下水道課 教育総務課 学校教育課 生涯学習課】

「さぬき市団体に対する補助金等の適正化に関する規則」の全部を改正する「さぬき市補助金等交付規則」が平成26年4月1日に施行されて3年以上が経過している。

その後、平成26年10月27日に「さぬき市補助金見直し基準」（以下「基準」という。）が改訂されて、補助金の交付要件（基本的要件・補助金交付に係るチェック基準）、見直しの方向性（団体運営補助から事業費補助への移行・終期の設定・補助率・補助限度額・補助対象経費）の基準が定められている。

男女共同参画・国際交流推進室では概算払から精算払への転換、生活環境課では参加者から応分の負担を徴収、農林水産課では補助金の交付を終了するなど、一部改善が見受けられる。

しかしながら、全庁的に基準に沿って改善したと評価できるまでには至っていない。見直し対象補助金を交付している課においては、基準に基づき、特に終期の設定、補助率（受益者負担）について補助団体への周知徹底を図ることを指摘し、補助金に頼らない自立した団体育成を要望して監査意見とする。

地元の活性化事業で重要なのは、それぞれの収支がしっかりと黒字になること。私は意味のあることをやっているから赤字でもいいのだ、とか開き直ったりする人が、一番地域を衰退させているという自覚を持たなくてはなりません。

【引用文献】

飯田泰之・木下斉・川崎一泰・入山章栄・林直樹・熊谷俊人（2016）『地域再生の失敗学』光文社

3 利用が少ない又は特定の団体が利用している施設について

【所管課：福祉総務課 農林水産課 生涯学習課 学校再編対策室】

今年度の定期監査では、利用が少ない施設又は特定の団体が利用している施設について監査した。結果は【表2】のとおりである。

北原ふれあい会館については、1団体が週5日を無料で利用している。

みろくふれあい農園については、使用料を徴収しているが、年々利用区画が減少して利用率が55%である。

教育のもりについては、利用団体1団体、利用件数1回で無料である。

津田郷土館については、利用団体1団体、利用件数25件で無料である。

末ふれあいひろばについては、利用団体11団体、利用件数437件である。

門入工房については、利用団体2団体、利用件数13件で使用料を免除している。

以上のように、今年度監査した施設については、公共施設を特定の団体が無料で利用している状態であり、公平性及び経済性の観点から、施設の廃止、指定管理、移管又は応分の受益者負担等の改善を要望して監査意見とする。

なお、津田郷土館については、同類の施設である歴史民俗資料館との統合を検討することを要望して監査意見とする。

【表 2】施設の利用状況

施設名	平成28年度			
	決算額(円)	使用料(円)	利用団体数	利用件数
北原ふれあい会館	907,000	0	1	268
みろくふれあい農園	958,000	480,000	50(総区画90)	—
教育のもり	363,000	0	1	1
末ふれあいひろば(注1)	777,000	0	11	437
津田郷土館	372,000	0	1	25
門入工房	133,000	0	2	13

(注1) 末ふれあいひろば管理運営委員会に指定管理している。

4 健全な施設運営について

【所管課：長寿障害福祉課 都市計画課 農林水産課 商工観光課 生涯学習課】

健全な経営とは、安定した収入と適正な支出による収支のバランスであり、施設においては受益者負担である使用料が安定した収入と思量する。

このような観点から、今年度の定期監査では、使用料を特定財源としている施設について、【表3】のとおり一例を挙げることにした。平成28年度経常経費に占める使用料の財源率(使用料/経常経費)は3.0%から33.4%であり、公平性及び経済性の観点から財源率が低いと言わざるをえない。

特定財源を確保するためには、使用料の改定が必要であるが、その前に安易な免除及び減免の廃止が必要である。

また、バスストップ駐車場など、使用料を徴収するための設備投資が必要な場合は、長期計画で収支を試算して検討していただきたい。

このように、利用者が多い施設については、安定的な特定財源を確保して健全な経営を行うことが結果的に住民サービスの向上につながることから、早急に取り組むことを要望して監査意見とする。

むしろ投資回収できない事業は、地域にとってはマイナス効果をもたらすだけで、やればやるほど行政の財政支出は増加し、かといって民間部門の経済力は拡大することなく、結局のところは衰退します。

【引用文献】

飯田泰之・木下斉・川崎一泰・入山章栄・林直樹・熊谷俊人(2016)『地域再生の失敗学』光文社

【表3】 使用料を財源としている施設

(単位：千円)

目 名	平成28年度					平成29年度
	決算額	臨時経費 (工事等)	決算－臨時 (経常経費)	使用料 (受益者負担)	使用料／ 経常経費	使用料 (2/22現在)
福祉施設費(注1)	4,726	0	4,726	207	4.4%	164
農業農村施設費 (注2)	29,257	14,674	14,583	1,073	7.4%	956
商工業振興費(注3)	1,288	0	1,288	430	33.4%	338
公民館費	55,055	11,712	43,343	1,304	3.0%	1,124
社会教育施設管理費 (注4)	9,622	1,976	7,646	476	6.2%	346
体育施設管理費 (注5)	27,591	3,208	24,383	4,454	18.3%	3,438
海洋センター管理費 (注6)	5,213	0	5,213	1,349	25.9%	655
都市計画総務費 (注7)	37,736	33,879	3,857	0	0.0%	0

(注1) 鴨庄・小田・鴨部・寒川・造田ふれあいプラザ

(注2) 寒川・大川農村環境改善センター、志度構造改善センター

(注3) 志度南交流センター

(注4) 津田・志度働く婦人の家、生涯学習館

(注5) 体育館、武道館、ゲートボール場、学校開放施設

(注6) 体育館、プール、艇庫、平成29年度はプール工事中

(注7) バスストップ駐車場

5 業務改善について

合併以降、国県からの権限移譲により、業務量が増加し複雑化するなかで、職員の専門性が求められており、今後もこの方向性は変わらない。

市では、定員適正化計画に沿って適正な人員確保に努めており、合併以降の職員数は【表4】のとおり、188名の減となっている。また、【表5】のとおり、平成29年度当初では、既に第三次定員適正化計画の目標値を達成している。

このような状況下において、質の高い住民サービスを行うためには、合規性、公平性、経済性、効率性、有効性に基づいて、既存事務事業の見直し（スリム化）と新規事務事業に取り組むことにより、成果が得られると思量する。

【表4】職種別職員数の比較

(単位：人)

区 分	平成14年度(合併時)	平成30年1月29日現在	合併時との増減数
一般行政職	377	259	▲118
保育士・教諭	118	89	▲29
保健師	19	18	▲1
栄養士	3	3	0
各種技師	0	7	7
社会福祉士	0	3	3
技能職	69	19	▲50
計	586	398	▲188

【表5】職員数の推移と定員適正化計画

(単位：人)

年 度	22年度	27年度	28年度	29年度
職員数(年度当初)	442	409	409	401
定員適正化計画	第二次(22年度～26年度)		第三次(27年度～31年度)	
	415		405	

【表4】【表5】ともに、市民病院、津田診療所の職員を除く。

(1) 類似施設の一元管理について

【所管課：福祉総務課 長寿障害福祉課 農林水産課 商工観光課 生涯学習課 学校再編対策室】

市民が福祉活動の拠点として利用する行政財産について、その管理所管は健康福祉部の福祉総務課、長寿障害福祉課、建設経済部の農林水産課、商工観光課、教育委員会事務局の生涯学習課、学校再編対策室と多課にまたがっている。

職員数が減少している状況を鑑みた場合、事務執行の経済性、効率性、有効性の観点及び事務執行の質の向上と公平性を担保するためには、これらの類似施設の一元管理について試行的に見直すことも必要ではないかと思量する。

事務執行の見直し、すなわち、既存事務事業の集中による効率化、或いは外注及び廃止を伴わなければ、新しい事務事業の取組に着手する障害は高いと考えられる。

(2) 概算払、精算払について【所管課：総務課 会計課】

地方自治法施行令第百六十二条では「次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。」と定められている。市が概算払している主な経費は補助金及び県外旅費であり、殆どが同額精算となっている。

また、金額及び内容についての基準がないため、それぞれの判断によって、概算払で支払われているが、精算払に比して、2倍の事務負担となっている。

このような状況から、適正で確実な支出を促すことや、事務執行の効率化の観点から概算払の基準を定めることを要望して監査意見とする。

(3) 公用車の配備について

【所管課：秘書広報課 子育て支援課 幼保連携推進室 学校教育課】

市では、職員が自家用車を公務に使用する場合の取扱いについて「さぬき市職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）を定めて運用している。小中学校及び保育所並びに児童館等では、取扱要綱にて登録した自家用車を公務のために使用した場合には車賃を支給している。

上記の支払件数は平成28年度では800件以上あり、会計課では出発地及び用務地並びに路程を確認して金額に誤りがないか審査している。

公用車を配備することによって、このような事務執行が軽減され、経済性、効率性が向上すると思料する。また、取扱要綱では、条件及び損害賠償等を定めているが、これらは公平性に欠けていると言わざるを得ない。このことも公用車を配備することによって解決すると考えられる。

以上のことから、公用車を配備するためには一定の経費を要するが、リースによる配備、使用頻度による配備箇所の優先順位等を考慮したうえで、現在の事務執行の経済性、効率性並びに事故等のリスク管理も視野に含めて、費用対効果を検証し、検討することを監査意見とする。